

【 入居申込に際してお約束いただく事項 】

市営住宅は、多くの方と共同生活を営む場所ですので、お互いに隣の方の生活を尊重し、地域の皆さんとも協力しあい、住みよい生活が送れるようご協力をお願いしています。

入居者間のトラブル、ルールやマナーを守らないことによるトラブルがない生活をしていただくため、次の事項を守ることができない方は、入居申込をご遠慮ください。

①「夜間」は静かに生活していただくとともに、お互い隣の方の一般的な「生活音」はご理解ください。

- ・市営住宅には、ご高齢の方や病氣療養中の方など、様々な方が住んでいますので、「夜間」は「生活音」に気を付けて生活してください。
- ・お子様のいるご家庭や、夜間・早朝に活動される方のいるご家庭は、フロアマット等、「騒音対策」をすることをお勧めいたします。
- ・集合住宅ですので、多少の「生活音」の発生はやむを得ないこととご理解いただくとともに、迷惑にあたる大きな「生活音」にならないよう配慮をお願いします。

②自治会の活動に参加してください。

- ・市営住宅の自治会では、入居者が快適な共同生活を営むことができるように、掃除当番や除雪など様々な活動を行っています。
- ・入院中などの特別な場合を除き、自治会活動に参加してください。周囲の方の理解なく自治会活動に参加しない場合、入居者間トラブルとなります。

③入居後に同居者の増減がある場合、必ず住宅管理係へ申請をしてください。

- ・市営住宅では入居人数や世帯総収入に応じて家賃が決まります。また、新たに同居する場合などにも入居できる条件があります。許可を得ずに世帯員に増減があると不正入居となる場合もありますので、忘れずに申請してください。

④世帯収入が大幅に増加した場合、引き続き住み続けることができない場合があります。決まりがあることをご理解ください。

- ・市営住宅は、住宅に困窮している世帯に住宅を供給する目的の住宅であり、公営住宅法及び市営住宅管理条例等で入居できる条件が決まっています。
- ・入居後、世帯収入の増加で入居条件を満たさなくなってしまった場合、住み続けることができなくなりますのでご理解ください。
- ・ご理解いただけないまま入居した場合、トラブルになるほか、明渡し訴訟等になる可能性があります。

～ 裏ページも必ずご一読ください ～

★入居資格が無くなる事例

1. 60歳以上の親(入居契約者)と、60歳未満の子(身体・精神障害者手帳なし、生活保護なし)が入居していたが、契約者の親が死亡した場合

～ 市営住宅では、契約者が死亡した場合、契約者を変更する手続きが必要ですが、変更の条件があり、主に

- ①変更後の契約者が60歳以上であること
- ②身体障害1～4級または精神障害1～3級に相当する手帳を持っていること
- ③生活保護を受給していること

のいずれかを満たしている場合に契約者の変更が認められます。いずれの条件も満たしていない場合は、住み続けることができなくなってしまいます。

2. 両親と子が入居していたが、子の就職により、世帯所得(月額)が313,000円を超えてしまった場合

～ 市営住宅では入居後においても、所得の上限額があり、313,000円を超えると、高額所得者となり、住宅明渡しの対象となります。